

養産仕第1号

養老公園観光拠点整備プロジェクト

「新商品開発共創プロジェクト」企画・運營業務委託仕様書

1 業務名

「新商品開発共創プロジェクト」企画・運營業務

2 事業目的

現在、養老町において町内に点在する特産品を「養老町特産ブランド」として認定・PRし、地域経済の振興及び町のブランディング力を高める取組を行っている。これらを更に加速・発展させるべく、「町民共創型」で新たな養老町の特産ブランドの創出を目的とする。

3 事業概要

コンセプト：「町民×プロフェッショナル×生産者」共創による新たな養老町特産ブランドの開発

ターゲット：東海圏在住の20～30歳代の男女

(養老公園への来訪者をメインターゲットとする)

4 業務内容

1 ワークショップの企画・運営

①ファシリテーター（全開催に参加）：地域ブランディング・ワークショップ等経験者等

②講師（テーマ毎に参加）：アイデア発想法・マーケティング・レシピアドバイス等

③生産者：町内事業者（3事業者程度）

④一般参加者：町民・町内在勤者（20～30歳代を優先）

以上を共創メンバーとし、20～30名（3チーム）によるワークショップを実施すること。

ワークショップは全5回（各2時間程度）とする。

ワークショップの内容を概ね以下の通りとする。

- ・オリエンテーション
- ・アイデア発想法
- ・商品開発・マーケティング等を学ぶ～アイデアの具現化
- ・アイデアの具現化～試作品準備
- ・試作品試食
- ・ブラッシュアップ
- ・最終商品プレゼン

最終商品PRに至るまでの工程において各回毎の広報・PRを行うものとする。（進捗状況をPRする）

以上の内容を基に、本町の魅力を最大限に生かし、全国にPRできる特産品開発のために必要となる内容・構成を提案し実施すること。

2 広報・情報発信

ワークショップにより完成した特産品の有効な広報・情報発信方法を提案し実施すること。

3 調査・分析

作成する特産品の効果を高めるための調査・分析方法を提案し実施すること。

4 その他

本業務を実施する上で、有効と思われる業務を提案し実施すること。

5 履行期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）

6 提案上限額

6,000千円（税込）

7 注意事項

（1）範囲

本仕様書は基本内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても本イベントの開催及び運営に必要な事項については、主催者と協議の上、受託者の責任において誠実かつ確実に履行すること。

（2）疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、主催者と協議をすること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、主催者と十分に協議し業務を遂行すること。

（3）法令、条例等の遵守

本業務の履行に係る法令、条例等は遵守すること。

（4）管理・臨機の措置

- ① 本業務の運営にあたり、トラブル等が発生しないよう管理すること。
- ② 不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに主催者に報告すること。また、その措置の内容について主催者から指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。

（5）業務完了報告

全業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、業務実績について主催者へ報告すること。

（6）秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

（7）個人情報の保護

本業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利害を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（8）再委託の禁止

受託者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ主催者の書面による承認を受けたときはこの限りでない。

(9) 危険負担

本業務の履行に際し、受託者が受けた損害について、主催者はいかなる責任も負わないものとする。ただし、主催者の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(10) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、主催者はいかなる責任も負わないものとする。

(11) その他

- ① 業務内容及び仕様に著しい変更が生じた場合は、別途協議する。
- ② 他の受託業者と連携が必要な業務については、別途協議すること。
- ③ 本業務に係る証拠書類等は、事業完了後、5年間保存すること。

8 提出書類

本仕様書の内容に基づき提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 提案申請に必要な書類

別紙「新商品開発共創プロジェクト」企画・運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領のとおり

(2) 契約後に提出が必要な書類

- | | |
|------------------------|----|
| ① 着手届（任意様式による） | 1部 |
| ② 作業工程表（任意様式による） | 1部 |
| ③ 組織図及び緊急時体制図（任意様式による） | 1部 |
| ④ 契約金額内訳明細書 | 1部 |
| ⑤ その他主催者が指示する書類 | |

(3) 業務完了後に提出が必要な書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 業務完了報告書（業務の内容、閲覧者数等） | 1部 |
| ② 本業務の実施により製作された成果物及び資料 | 1式 |
- 主催者が指定する方法により納品すること。これらの利用に関する著作権、所有権等は主催者に移転するものとする。
- ③ その他主催者が指示するもの

9 問合せ先及び質問提出先

(1) 仕様書に関して質問がある場合は、令和3年5月24日（月）17:15までに、別紙「質疑・回答書」にて下記（2）問合せ先にFAXまたは持参により提出すること。FAXの場合は、受信確認の連絡を入れること。質問等があった場合は、令和3年5月31日（月）まで全者に電子メールで回答する。

(2) 問合せ先

養老町役場 産業建設部 産業観光課
電話：0584-32-1108 FAX：0584-32-2686